

「金額・株数指定取引説明書」の改訂にかかる新旧対照表

2023年12月

2023年12月27日を効力発生日として改訂いたします。下線部分が改訂箇所となります。

旧説明書記載箇所	旧	新
〔目次〕	(略)	※今回の改訂に伴い、記載ページ番号他を変更
	はじめに	
【1ページ】	<p>金額・株数指定取引は、金融商品取引所に上場する有価証券を対象に行う取引です。本取引を行う前に、必ず「上場有価証券等書面」を十分にお読みいただきますようお願いいたします。また、本説明書、「証券取引約款」「非課税上場株式等管理に関する約款」、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の内容を十分にご理解いただき、お客様ご自身の判断と責任においてご利用いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p>金額・株数指定取引は、金融商品取引所に上場する有価証券を対象に行う取引です。本取引を行う前に、必ず「上場有価証券等書面」を十分にお読みいただきますようお願いいたします。また、本説明書、「証券取引約款」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の内容を十分にご理解いただき、お客様ご自身の判断と責任においてご利用いただきますようお願いいたします。</p> <p><u>(注) ジュニアNISA制度の終了に伴い、2024年以降はジュニアNISA口座での新規の買付(非課税扱いの買付)は行えませんが、保有する有価証券については非課税期間が終了する年の12月末まで(非課税期間終了の翌年1月1日時点で18歳未満の場合は、1月1日で18歳である年の前年12月末まで)は、非課税での保有、売却が継続されます。本説明書でのジュニアNISA口座に関するご説明は、2023年までに開設した口座の保有残高の管理・売却に関する内容となります。</u></p>
【1ページ】	<p>手数料など諸費用について ・金額・株数指定取引は、約定代金と別枠での手数料を徴収しない方式で行う取引です。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p>手数料など諸費用について ・金額・株数指定取引は、約定代金と別枠での手数料を徴収しない方式で行う取引です。 <u>実質的なコストとして、約定価格を基準にスプレッド(売買価格の差)を加減して調整された約定単価で売買を行います。スプレッドは概算注文金額によって決定され、最大1.0%となります。</u></p>
【1ページ】	<p><u>金額・株数指定取引にあたってのリスクについて</u></p> <p>・金額・株数指定取引の取引対象となる有価証券の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)があります。</p>	<p style="text-align: center;"><u>記載箇所の移動【48ページ】</u></p> <p><u>金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項</u></p> <p>・リスク等について <u>キンカブ(金額・株数指定取引)には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)があります。</u> <u>キンカブ(金額・株数指定取引)においてお取引いただく株式等のリスクについては、上場有価証券等書面の内容をよくお読みください。</u></p> <p>・キンカブ(金額・株数指定取引)の取引対象となる有価証券の価格の変動等および有価証券の発行</p>

	<p>・金額・株数指定取引は、当社が取引の相手方となる相対取引です。よって、相対取引を行う金融商品取引業者は当社に限られます。当社が本取引を終了した場合や、当社が倒産、または、金融商品取引業を廃業した場合には、本取引を継続できなくなるおそれがあります。</p> <p>・金額・株数指定取引では、有価証券の取扱い（名義・合算・振替・権利処理等）や受渡方法について一般的な株式等の取扱いに比べ制約を受けます。また、金額・株数指定取引は、端数株を取扱うことなどから、通常の株主等の権利（自益権、共益権）の行使に制約がかかります。</p> <p>・金融商品取引所や日本証券業協会等による売買規制や当社の売買管理上の理由などから、一定の期間に、一定の取引対象銘柄の売買が行えなくなるおそれがあります。</p> <p>・取引対象銘柄の条件に合致しない事由が発生した場合は、約款に定める「取引対象銘柄でなくなった有価証券を保有される場合の処理」に基づき、1株（口）未満の残高は当社が買取ります。当該銘柄は、金融商品取引所で通常に取引されている場合でも本取引を継続できません。</p>	<p><u>者等の信用状況（財務・経営状況を含む。）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）があります。</u></p> <p>・<u>キンカブ（金額・株数指定取引）</u>は、当社が取引の相手方となる相対取引です。よって、相対取引を行う金融商品取引業者は当社に限られます。当社が本取引を終了した場合や、当社が倒産、または、金融商品取引業を廃業した場合には、本取引を継続できなくなるおそれがあります。</p> <p>・<u>キンカブ（金額・株数指定取引）</u>では、有価証券の取扱い（名義・合算・振替・権利処理等）や受渡方法について一般的な株式等の取扱いに比べ制約を受けます。また、<u>キンカブ（金額・株数指定取引）</u>は、端数株を取扱うことなどから、通常の株主等の権利（自益権、共益権）の行使に制約がかかります。</p> <p>・金融商品取引所や日本証券業協会等による売買規制や当社の売買管理上の理由などから、一定の期間に、一定の取引対象銘柄の売買が行えなくなるおそれがあります。</p> <p>・取引対象銘柄の条件に合致しない事由が発生した場合は、約款に定める「取引対象銘柄でなくなった有価証券を保有される場合の処理」に基づき、1株（口）未満の残高は当社が買取ります。当該銘柄は、金融商品取引所で通常に取引されている場合でも本取引を継続できません。</p>
<p>【2ページ】</p>	<p>「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」のご利用にあたっての留意事項 (略)</p> <p>・「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」で保有している有価証券を、一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。</p> <p>(略)</p> <p>・「金株口座」内においては、「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」で複数年の非課税管理勘定にわたり取得した有価証券持分等の「合算」はできません。</p> <p>・「金株口座」内においては、「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」の1株（1口）未満の有価証券持分等を他の年分の非課税管理勘定へ移管することはできません。</p>	<p>「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」のご利用にあたっての留意事項 (略)</p> <p>・「N I S A口座」で保有している有価証券を売却した場合、その非課税枠を当年の年間投資枠で再利用することはできません。また、「ジュニアN I S A口座」で保有している有価証券を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。</p> <p>(略)</p> <p>・「金株口座」内においては、「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」で複数年の非課税管理勘定（2024年以降は特定非課税管理勘定）（以下、「N I S A勘定」といいます。）にわたり取得した有価証券持分等の「合算」はできません。</p> <p>・2023年までの「N I S A口座」または2023年までの「ジュニアN I S A口座」の有価証券持分等を他の年分の「N I S A勘定」へ移管することはできません。</p>

【2ページ】	<p>その他留意事項</p> <p>・金額・株数指定取引では、当社のやむをえない事情により注文を制限したり、場合によってはお断りすることがあります。</p>	<p>記載箇所の移動【48ページ】</p> <p>その他留意事項</p> <p>・キンカブ（金額・株数指定取引）では、当社のやむをえない事情により注文を制限したり、場合によってはお断りすることがあります。</p>
第1章 金額・株数指定取引のご案内		
【3～5 ページ】	<p>1. 金額・株数指定取引の概要 (略)</p> <p>(3) 配当金 (収益分配金) や株主優待・議決権の取扱いについて (略)</p> <p>なお、「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」では複数年分の<u>非課税管理勘定</u>にわたり取得した単元未満株式等が(それぞれを合算すると)単元株式数又は単元口数に達する場合であっても、単元株または単元口に振替することはできませんのでご留意ください。</p>	<p>1. 金額・株数指定取引の概要 (略)</p> <p>(3) 配当金 (収益分配金) や株主優待・議決権の取扱いについて (略)</p> <p>なお、「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」では複数年分の「<u>NISA勘定</u>」にわたり取得した単元未満株式等が(それぞれを合算すると)単元株式数又は単元口数に達する場合であっても、単元株または単元口に振替することはできませんのでご留意ください。</p>
第2章 有価証券の取扱い		
【6～8 ページ】	<p>1. 金株口座における有価証券の取扱い (略)</p> <p>(4) 「特定口座」・「一般口座」・「NISA口座」・「ジュニアNISA口座」の取扱い (略)</p> <p>④「金株口座」内においては、「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」で複数年の<u>非課税管理勘定</u>にわたり取得した有価証券持分等の「<u>合算</u>」はできません。</p> <p>⑤「金株口座」内においては、「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の1株(1口)未満の有価証券持分等を他の年分の<u>非課税管理勘定</u>へ移管することはできません。</p> <p>(5) 「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」における<u>ロールオーバー</u>の取扱い 「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の非課税期間は最長5年となります。ただ、この非課税期間満了後も翌年以降の非課税枠に移し替えることにより、非課税期間が延長されることとなります。これをロールオーバーといえます。また、5年経過しなくてもロールオーバーは可能です(例えば、本年度購入分を翌年度の非課税枠に移し替え可能)。ただし、1株(1口)未満の有価証券持分等についてはロールオーバーを行うことはできません。</p>	<p>1. 金株口座における有価証券の取扱い (略)</p> <p>(4) 「特定口座」・「一般口座」・「NISA口座」・「ジュニアNISA口座」の取扱い (略)</p> <p>④「金株口座」内においては、「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」で複数年の「<u>NISA勘定</u>」にわたり取得した有価証券持分等の「<u>合算</u>」はできません。</p> <p>⑤「金株口座」内においては、「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の1株(1口)未満の有価証券持分等を他の年分の「<u>NISA勘定</u>」へ移管することはできません。</p> <p>(5) 「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」における<u>払出</u>の取扱い 2024年以降にNISA口座(成長投資枠)で買付した残高は、非課税期間が無期限となりますが、2023年以前のNISA口座(一般NISA)の残高については、買付けた年を含め5年間が非課税期間となり、非課税期間が終了すると特定口座または一般口座へ残高移管(払出)が行われます。ジュニアNISA口座についても、非課税期間は5年間となりますが、18歳未満で非課税期間が終了した場合は継続管理勘定へ残高移管が行われ、18歳になるまでは非課税での保有が継続されます。非課税での保有期間が終了後は、特定口座または一般口座へ払出となります。 ※2024年以降は、非課税期間終了後に他の年の非課税勘定への移管(ロールオーバー)の取扱いは制度上ありません。</p>

	<p>(6) 「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」における払出しの取扱い  「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」で保有する有価証券持分等を「特定口座」もしくは「一般口座」へ払出すことが可能です。なお、払出す銘柄を指定いただけますが、当該銘柄の全数量が対象となります。一部数量を指定して払出すことや、「特定口座」と「一般口座」に分けて払出すことはできません。また、「特定口座」で保有する有価証券等を「一般口座」へ払出すことはできません。「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」からの払出しをご希望の場合は、お取扱店を通じてお申込みください。</p>	(削除)
【9～10 ページ】	<p>3. 単元株振替  (略)  (2) 単元株振替の方法  (略)</p> <p>なお、「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」において、同一銘柄を複数年の非課税管理勘定にて保有している場合は、年別の指示が可能です。  (表中) 備考  (略)</p> <p>「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」では、複数年分の非課税管理勘定にわたり取得した単元未満株式等が（それぞれを合算すると）単元株数に達する場合であっても、振替することはできません。よって、それぞれの年の非課税管理勘定ごとに振替ます。  (略)</p>	<p>3. 単元株振替  (略)  (2) 単元株振替の方法  (略)</p> <p>なお、「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」において、同一銘柄を複数年の「N I S A勘定」にて保有している場合は、年別の指示が可能です。  (表中) 備考  (略)</p> <p>「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」では、複数年分の「N I S A勘定」にわたり取得した単元未満株式等が（それぞれを合算すると）単元株数に達する場合であっても、振替することはできません。よって、それぞれの年の「N I S A勘定」ごとに振替ます。  (略)</p>
【16 ページ】	<p>8. 権利処理  (略)  (1) 権利処理にかかる取決め  (略)</p> <p>②「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」においてはそれぞれの年の非課税管理勘定ごとに権利処理を行います。当該権利処理の結果生じるそれぞれの年の10万分の1株(口)に満たない有価証券および1円未満の端数は切捨て、最新の年で調整いたします。  (略)</p>	<p>8. 権利処理  (略)  (1) 権利処理にかかる取決め  (略)</p> <p>②「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」においてはそれぞれの年の「N I S A勘定」ごとに権利処理を行います。当該権利処理の結果生じるそれぞれの年の10万分の1株(口)に満たない有価証券および1円未満の端数は切捨て、最新の年で調整いたします。  (略)</p>
【18～19 ページ】	<p>9. 取引対象銘柄からの除外にかかる処理について  (略)</p> <p>(3) 「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」における留意点  「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」で保有する当該銘柄については、それぞれの年の非課税管理勘定ごとに上記(1)及び(2)の処理を行います。</p>	<p>9. 取引対象銘柄からの除外にかかる処理について  (略)</p> <p>(3) 「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」における留意点  「N I S A口座」または「ジュニアN I S A口座」で保有する当該銘柄については、それぞれの年の「N I S A勘定」ごとに上記(1)及び(2)の処理を行います。</p>
第3章 売買方法		

<p>【20～24 ページ】</p>	<p>1. 売買発注にかかる取決め (略)</p> <p>(2) 注文に関する制限 (略)</p> <p>⑤ 「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」を指定した買付注文の場合、「株数指定」および「単元株化」を利用し発注することはできません。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 発注形態 表中(売却注文) 株数指定売却 「金株口座」で保有する銘柄について、概算注文金額が100円以上となる数量(小数点以下第5位有効)での発注となります。(注1) <u>(注3)</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p>注3) 「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」を指定して発注することはできません。 (略)</p> <p>(4) その他注文に関する制限 (略)</p> <p>⑨取引対象銘柄からの除外による売買制限 (略)</p> <p>東京証券取引所より整理銘柄に指定された場合、「単元株化」注文を除き、当該銘柄の買付注文を発注することはできません。 (略)</p>	<p>1. 売買発注にかかる取決め (略)</p> <p>(2) 注文に関する制限 (略)</p> <p>⑤ 「NISA口座」を指定した買付注文の場合、「株数指定」および「単元株化」を利用し発注することはできません。</p> <p><u>⑥ 2023年までの「ジュニアNISA口座」を指定した買付注文はできません。</u></p> <p>(3) 発注形態 表中(売却注文) 株数指定売却 「金株口座」で保有する銘柄について、概算注文金額が100円以上となる数量(小数点以下第5位有効)での発注となります。(注1) (略)</p> <p>注3) 「NISA口座」を指定して発注することはできません。 (略)</p> <p>(4) その他注文に関する制限 (略)</p> <p>⑨取引制限対象銘柄からの除外による売買制限 (略)</p> <p>東京証券取引所より<u>監理銘柄</u>または整理銘柄に指定された場合、「単元株化」注文を除き、当該銘柄の買付注文を発注することはできません。 (略)</p>
<p>【26～27 ページ】</p>	<p>3. 取引対象銘柄 取引対象銘柄は、東京証券取引所のプライム市場、スタンダード市場、グロース市場に上場する振替機関等に参加している銘柄です。ただし、外国株式はすべて対象外となります。 (追加)</p> <p>(略)</p>	<p>3. 取引対象銘柄 取引対象銘柄は、東京証券取引所のプライム市場、スタンダード市場、グロース市場に上場する振替機関等に参加している銘柄です。ただし、外国株式はすべて対象外となります。 <u>2024年以降の「NISA口座」(成長投資枠)での買付については、毎月分配型やデリバティブ取引を用いた一定の上場投信など対象外となる銘柄があります。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第4章 定期定額売買</p>		
<p>【34～36 ページ】</p>	<p>2. 定期定額売買の申込み方法 (略)</p> <p>(3) 株式譲渡益課税にかかる管理口座区分の指定(必須指定項目) 「特定口座」、「一般口座」、「NISA口座」、「<u>ジュニアNISA口座</u>」のいずれかを指定します。定期定額売却の場合は、指定した銘柄の株式譲渡益課税にかかる管理口座区分により自動的に指定されます。 (追加)</p>	<p>2. 定期定額売買の申込み方法 (略)</p> <p>(3) 株式譲渡益課税にかかる管理口座区分の指定(必須指定項目) 「特定口座」、「一般口座」、「NISA口座」のいずれかを指定します。定期定額売却の場合は、指定した銘柄の株式譲渡益課税にかかる管理口座区分により自動的に指定されます。</p> <p><u>なお、定期定額売却については、2023年までの「ジュニアNISA口座」の指定も可能です。</u></p>

	<p>定期定額買付における「NISA優先」の取扱いについて</p> <p>①「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の開設有無にかかわらず、「NISA優先」の設定が可能です。</p> <p>※「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の開設にあたっては別途お手続きが必要となります。</p> <p>②「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の年間非課税枠がある場合に限り、「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」で買い付けを行います。「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」が未開設の場合や、「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の年間非課税枠が不足する場合は、特定口座または一般口座の指定にもとづいて買付を行います。</p> <p>③複数の「NISA優先」の設定がある場合、同一買付日のすべての設定の買付金額の合計が「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の年間非課税枠の範囲に収まる場合に限り、「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」で買付を行います。</p> <p>例)「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の年間非課税枠が残り5万円で、同一買付日に「NISA優先」で買付金額3万円の2件の設定がある場合、合計の買付金額6万円に対して「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の年間非課税枠が1万円不足するため、両設定ともに「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」での買付は行わず、特定口座または一般口座の指定にもとづいて買付を行います。</p> <p>④発注時点（買付日の前営業日の午後4時、権利付売買最終日の銘柄は午後8時）の「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の開設状況や年間非課税枠をもとに、買付を行う口座区分（「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」か、特定口座または一般口座）が決定されます。定期定額買付の発注については、「第4章 定期定額売買」の「5. 定期定額売買の発注形態」をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>定期定額買付における「NISA優先」の取扱いについて</p> <p>①「NISA口座」の開設有無にかかわらず、「NISA優先」の設定が可能です。</p> <p>※「NISA口座」の開設にあたっては、別途お手続きが必要となります。</p> <p>②「NISA口座」の利用可能額がある場合に限り、「NISA口座」で買付を行います。「NISA口座」が未開設の場合や、「NISA口座」の利用可能額が不足する場合は、特定口座または一般口座の指定にもとづいて買付を行います。なお、NISA対象外銘柄については、「NISA優先」の設定をされている場合でも特定口座または一般口座での買付となります。</p> <p>③ 複数の「NISA優先」の設定がある場合、同一買付日のすべての設定の買付金額の合計が「NISA口座」の利用可能額に収まる場合に限り、「NISA口座」で買付を行います。</p> <p>例)「NISA口座」の利用可能額が残り5万円で、同一買付日にNISA優先で買付金額3万円の2件の設定がある場合、合計の6万円に対して「NISA口座」の利用可能額が1万円不足するため、両設定ともに「NISA口座」での買付は行わず、特定口座または一般口座の指定にもとづいて買付が行われます。</p> <p>④ 発注時点（買付日の前営業日の16:00頃、権利付売買最終日の銘柄は20:00頃）の「NISA口座」開設状況や利用可能額をもとに、買付を行う口座区分（「NISA口座」か、特定口座または一般口座）が決定されます。定期定額買付の発注については、「第4章 定期定額買付」の「5. 定期定額売買の発注形態」をご覧ください。</p> <p>⑤ 2024年以降、2023年までに開設した「ジュニアNISA口座」では、「NISA優先」の設定がされている場合でも特定口座または一般口座で買付が行われます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
【40～42ページ】	<p>6. 定期定額売買の取引制限等にかかる同意事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5)「NISA優先」買付にかかる同意事項</p> <p>①「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の開設有無にかかわらず、「NISA優先」の設定が可能です。</p> <p>※「NISA口座」または「ジュニアNISA口</p>	<p>6. 定期定額売買の取引制限等にかかる同意事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5)「NISA優先」買付にかかる同意事項</p> <p>①「NISA口座」の開設有無にかかわらず、「NISA優先」の設定が可能です。</p> <p>※「NISA口座」の開設にあたっては、別途お</p>

	<p>座」の開設にあたっては別途お手続きが必要となります。</p> <p>②「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の年間非課税枠がある場合に限り、「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」で買い付けを行います。「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」が未開設の場合や、「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の年間非課税枠が不足する場合は、管理口座区分（特定口座または一般口座）の指定にもとづいて買付を行います。</p> <p>③複数の「NISA優先」の設定がある場合、同一買付日のすべての設定の買付金額の合計が「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の年間非課税枠の範囲に収まる場合に限り、「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」で買付を行います。</p> <p>④発注時点（買付日の前営業日の午後4時、権利付売買最終日の銘柄は午後8時）の「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の開設状況や「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」の年間非課税枠をもとに、買付を行う口座区分（「NISA口座」または「ジュニアNISA口座」か、特定口座または一般口座）が決定されます。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p>手続きが必要となります。</p> <p>②「NISA口座」の利用可能額がある場合に限り、「NISA口座」で買付を行います。「NISA口座」が未開設の場合や、「NISA口座」の利用可能額が不足する場合は、管理区分口座（特定口座または一般口座）の指定にもとづいて買付を行います。なお、NISA対象外銘柄については、「NISA優先」の設定をされている場合でも特定口座または一般口座での買付となります。</p> <p>③ 複数の「NISA優先」の設定がある場合、同一買付日のすべての設定の買付金額の合計が「NISA口座」の利用可能額に収まる場合に限り、「NISA口座」で買付を行います。</p> <p>④ 発注時点（買付日の前営業日の午後4時、権利付売買最終日の銘柄は午後8時）の「NISA口座」の開設状況や利用可能額をもとに、買付を行う口座区分（「NISA口座」か、特定口座または一般口座）が決定されます。</p> <p>⑤ 2024年以降、2023年までに開設した「ジュニアNISA口座」では、「NISA優先」の設定がされている場合でも特定口座または一般口座で買付が行われます。</p>
	第5章 金額・株数指定取引におけるリスク	
【43 ページ】	<p>お客様へ交付した「証券取引約款」、「特定口座約款」、「非課税上場株式等管理に関する約款」、「上場有価証券等書面」、「電子交付サービス取扱規程」などの金額・株数指定取引に関するその他一連の規定とともに本説明書に記載するお客様と当社との間の取引にかかる重要な取決めや具体的な処理方法等について十分にご理解いただき、お客様ご自身の判断と責任において「金額・株数指定取引」をご利用いただきますようお願いいたします。</p>	<p>お客様へ交付した「証券取引約款」、「特定口座約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」、「上場有価証券等書面」、「電子交付サービス取扱規程」などの金額・株数指定取引に関するその他一連の規定とともに本説明書に記載するお客様と当社との間の取引にかかる重要な取決めや具体的な処理方法等について十分にご理解いただき、お客様ご自身の判断と責任において「金額・株数指定取引」をご利用いただきますようお願いいたします。</p>

以上